

都立病院 だより

特別号 令和3年
2月発行

もくじ

P1~P3

多摩総合医療センター・
近藤院長インタビュー

P4

都立病院の地方独立行政法人化に
関するQ&A

P4

都立病院一覧

今回の都立病院だより特別号では、現在、全力で新型コロナウイルス感染症への対応にあたっている多摩総合医療センターの近藤院長に新型コロナウイルス感染症への対応状況や地方独立行政法人化の必要性などについて伺った内容等をお届けします。

多摩総合医療センター・近藤院長インタビュー

Q

新型コロナウイルス感染症への対応において、現在、都立病院はどのような役割を担っているのですか？

A

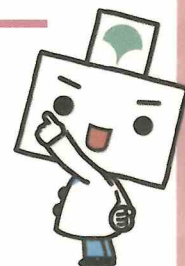
当院を含めた全ての都立・公社病院は、これまで14病院合計で1,100床の新型コロナウイルス感染症対応病床を確保し、ご高齢の方や、透析など他の処置も必要な方、介護が必要な方など他の医療機関では対応が難しい患者

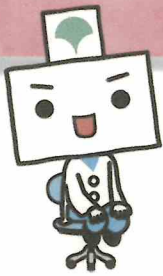


多摩総合医療センター
近藤 泰児 院長

さんを中心に積極的に受入を行ってきました。さらに、昨年末と年始の感染状況を踏まえ、その確保病床を1,700床まで拡大し、最優先で新型コロナウイルス感染症への対応にあたっています。

私は、現在のような緊急時に率先して対応にあたることこそ、都立病院の存在意義だと思っていますので、まさに病院の総力を上げて対応にあたっているところです。引き続き、都民の皆さんの生命と健康を守るため、都や他の医療機関と連携を強化しながら、全力を尽くしていきます。





Q

そうした中、都立病院は、地方独立行政法人への移行準備も並行して進めています。なぜ、新型コロナウイルス感染症への対応が大変な中、地方独立行政法人化を進めなければならないのですか？

A

まず初めに皆さんにお伝えしたいことは、都立病院の地方独立行政法人化は、行政的医療をはじめとした医療を、これからも確実に提供し続けていくために行うものであるということです。行政的医療とは、他の医療機関だけでは対応が困難な医療等のこと、例えば、救急医療や周産期医療のことを指しますが、新型コロナウイルスのような感染症医療への対応もまさに行政的医療です。こうした医療を、これからも安定的・継続的に提供していくための地方独立行政法人化なのです。

今後、高齢化が更に進んでいきますが、これに伴い、医療需要が増加するとともに、複数の疾患を持つ患者さんが増えることなどから、都民の皆さんが必要とする医療は大きく変わっていきます。また、新型コロナウイルス感染症のような、これまで経験したことのないことが再び起こらないとは限りません。こうした変化や緊急の事態が起きたときに、できる限り迅速に対応するためには、スピード感ある病院運営が必要です。現在は、医療提供体制を確保するためスタッフを増やそうとするにも、時間がかかるといった課題があります。

地方独立行政法人は法人の判断で、必要なスタッフを採用することなどが可能になるので、よりスピーディーに医療ニーズに対応していくことができます。

引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応に全力を尽くすことは言うまでもありませんが、これから先、どのような変化が起こったとしても、都民の皆さんの生命と健康を守っていくことが私達の使命ですので、地方独立行政法人化への準備はコロナ禍の中でも着実に進めていく必要があるのです。

Q

「新型コロナウイルス感染症のような、これまで経験したことのないこと」、というお話がありましたが、こういった新たな感染症が発生した場合、地方独立行政法人化後はどのように対応するのですか？

A

先ほどお話ししたとおり、都立病院の地方独立行政法人化は、医療を取り巻く環境が変化しても、都民の皆さんに必要な医療を迅速・確実に提供していくことが目的ですので、新型コロナウイルス感染症のような未知の感染症が発生した場合は、都の方針に基づき、率先して対応していくことになります。つまり、都立病院としての役割は地方独立行政法人化後も変わることはないのです。

(次ページへつづく)





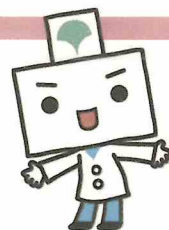
(前ページのつづき)

ただし、その対応力は地方独立行政法人化により強化することができます。法人化後は、感染症の専門医や看護師など必要なスタッフを柔軟に確保することで、より強固な医療提供体制を構築することができます。また、地域の医療機関に医療スタッフを派遣しやすくなりますので、都の指示の下、感染症拡大を防止するための技術的なサポートを実施していくことも可能になります。

地方独立行政法人化後は、より柔軟な対応がスピーディーにできるようになりますので、より一層、都民の皆さんの生命と健康を守る使命を果たしていきます。



感染症医療の対応が充実することは分かりましたが、このほか、都立病院が地方独立行政法人化することで、都民の皆さんにどのようなメリットがあるのですか？



地方独立行政法人の最大のメリットは、繰り返しになりますが、迅速・柔軟に人材を確保できることだと思います。法人化によって、医療現場に即した柔軟な勤務制度等を構築することができますから、こうした制度を活用することで、医療環境の変化に応じて、これまでよりも機動的に必要な医療スタッフを確保することが可能になります。

これは、患者さんに提供する医療の質に直結するものです。高齢化に伴って、複数の疾患を持つ患者さんがますます増えていきますので、医療は一層複雑化していきますが、専門的なスタッフを迅速に確保し体制を整えることで、患者さんに質の高い医療を提供し続けていくことができます。

当院について言えば、多摩地域の中核病院として、様々な疾患に対応できるよう、高度・専門的な医療を提供し続けていくことが重要だと考えています。例えば、高齢化によって、がんの患者さんが増加していくことが見込まれますので、ニーズに応じて呼吸器や乳腺などの専門医をスピーディーに確保し診療体制を強化することで、一層高度で専門的な医療を提供していきます。



最後に、患者さんに向けて一言メッセージをお願いします。



多摩総合医療センターはこれからも、多摩地域の中核病院として高度・専門的な医療を提供するとともに、地域医療支援病院として地域の医療機関等と連携し、患者さんが住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう努めてまいります。

法人化後はそのメリットを活かし、患者さんや地域から必要とされる病院であり続けられるよう取り組んでまいります。



都立病院の地方独立行政法人化に関するQ&A



Q 地方独立行政法人になると、都立病院ではなくなってしまうのですか？



A 地方独立行政法人は東京都が100%出資して設立する法人です。地方独立行政法人へ移行しても都立病院であることに変わりはありません。

地方独立行政法人化後は、8つの都立病院と6つの公社病院・がん検診センターが一体となり、新たな都立病院として都民の皆様の生命と健康を守る役割を果たし続けていきます。



Q 地方独立行政法人に対して、東京都はどのように関わっていくのですか？



A 地方独立行政法人法では、法人が達成すべき医療やサービスなどの中期目標を、議会の議決を経て知事が定めることとされています。法人はその目標を達成するための中期計画を作成し、それに基づき医療やサービスを提供します。この計画は議会の議決を経て知事が認可することとされています。法人化後も、感染症医療や救急医療などの行政的医療については、この目標や計画に掲げ、確実に提供していくことになります。

また、行政的医療の提供に必要な経費は、現在の都立病院と同様に東京都が負担することが法律で定められており、財政面においても東京都は引き続き都立病院を支援していきます。



Q 地方独立行政法人化後の都立病院は、地域の医療にどのように貢献していくのですか？



A 地方独立行政法人化後は、柔軟にスタッフを確保し診療体制を強化するとともに、地域医療機関等との連携を一層強化し、誰もが地域で安心して生活できる環境づくりに貢献します。

検討中の取組例

- ▶ 住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、ご自宅などで療養している患者さんの急変時の受入体制を強化します。
- ▶ 専門人材をニーズに応じて地域の医療機関等に派遣し、技術的なサポートを行うことで、患者さんが住み慣れた地域で、安心して医療を受けることができる環境づくりに貢献します。

病院経営本部では、今後も随時「都立病院だより 特別号」を発行し、都立病院の地方独立行政法人への移行について、都民の皆様にわかりやすく、情報をお伝えします。

より詳しい情報をお知りになりたい場合は、東京都病院経営本部のホームページ (<https://www.byouin.metro.tokyo.lg.jp/>) の「都立病院の地方独立行政法人への移行について」をご覧ください。

都立病院一覧

令和2年4月1日現在

病院名／電話番号	所在地	病院名／電話番号	所在地	病院名／電話番号	所在地
広尾病院 代表 03-3444-1181 予約 03-3446-8331	〒150-0013 渋谷区恵比寿 2-34-10	墨東病院 代表 03-3633-6151 予約 03-3633-5511	〒130-8575 墨田区江東橋 4-23-15	小児総合医療センター 代表 042-300-5111 予約 042-312-8200	〒183-8561 府中市武蔵台 2-8-29
大塚病院 代表 03-3941-3211 予約 03-3941-5489	〒170-8476 豊島区南大塚 2-8-1	多摩総合医療センター 代表 042-323-5111 予約 042-323-9200	〒183-8524 府中市武蔵台 2-8-29	松沢病院 代表 03-3303-7211 予約 03-3303-8379	〒156-0057 世田谷区上北沢 2-1-1
駒込病院 代表 03-3823-2101 予約 03-3823-4890	〒113-8677 文京区本駒込 3-18-22	神経病院 代表 042-323-5110 予約 042-323-9200 (多摩総合医療センター・外来)	〒183-0042 府中市武蔵台 2-6-1		

発行: 令和3年2月 東京都病院経営本部経営企画部総務課文書広報担当 登録番号(2)37 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎 24階南側

電話番号: 03-5320-5812 ファクシミリ: 03-5388-1435

URL: <https://www.byouin.metro.tokyo.lg.jp>

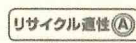
E-mail: S0000566@section.metro.tokyo.jp



◆病院経営本部は、ツイッターでも情報発信しています。

【アカウント名】@toritsubyouin(東京都病院経営本部)

【URL】<http://twitter.com/toritsubyouin/>



この印刷物は、印刷物の地へリサイクルできます。